

大野城市医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業

大野城市では、令和3年度から在宅で医療的ケア児・者の介護を行っている人（以下、「介護者」）に対して、訪問看護時間の延長時間（訪問看護料金が自己負担となる時間）に係る経費を助成する事業を始めました。

この事業は、訪問看護の延長時間にかかる経費を助成することにより医療的ケア児・者の介護者が一時的な休息ができることで、看護及び介護の負担軽減を図ることを目的としています。

対象者

どんな人がこの制度を使えるの？

以下の条件を2つとも該当する人が対象となります。

- 大野城市に住んでおり、在宅で生活している医療的ケア児・者の介護者
 - 医師より医療的ケアが必要のため、訪問看護を受けるよう指示されていること
- ※医療的ケア児・者とは、人工呼吸器、たん吸引や経管栄養など、日常生活を営むために医療を要する状態にある人のことです。

助成額

どのくらい助成してもらえるの？

- 訪問看護の延長時間（料金が自己負担となる時間）を受けた時間×7,500 円を助成します。

例）1 時間 15 分のサービスを受けた場合⇒助成額 7,500 円（1 時間×7,500 円）
1 時間 30 分のサービスを受けた場合⇒助成額 11,200 円（1.5 時間×7,500 円）
1 時間 45 分のサービスを受けた場合⇒助成額 11,200 円（1.5 時間×7,500 円）
2 時間のサービスを受けた場合⇒助成額 15,000 円（2 時間×7,500 円）
※ただし、助成金額に 100 円未満が生じた場合は切り捨てます。

申請方法

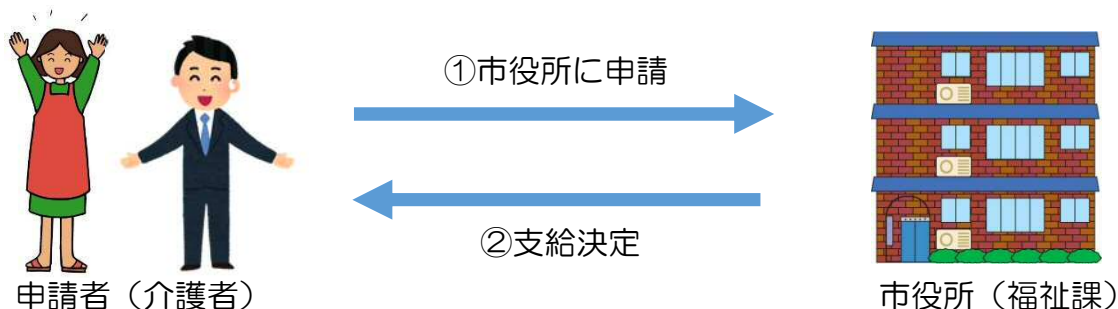
どうしたら助成してもらえるの？

- 事前に大野城市福祉課に申請書を提出してください。
 - ・申請書等の様式は、大野城市のホームページにてダウンロードできます。
- ※大野城市福祉課窓口にも準備しています。
- ・申請時には訪問看護を受ける際の医師の指示書（写し）が必要となります。

申請から支払いの流れ

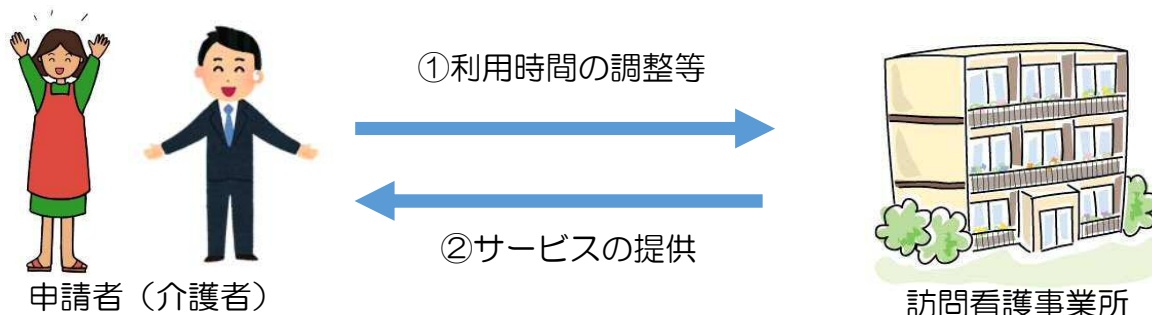
I 利用申請 ※利用前に支給時間を決定します。

申請書と医師の指示書（写し）を市役所に申請いただき、利用時間を決定します。
※年間 48 時間を上限とします。（年度途中の場合は、申請月から3月までの月数×4 時間が上限）



II 利用 ※利用前に訪問看護事業所と調整してください。

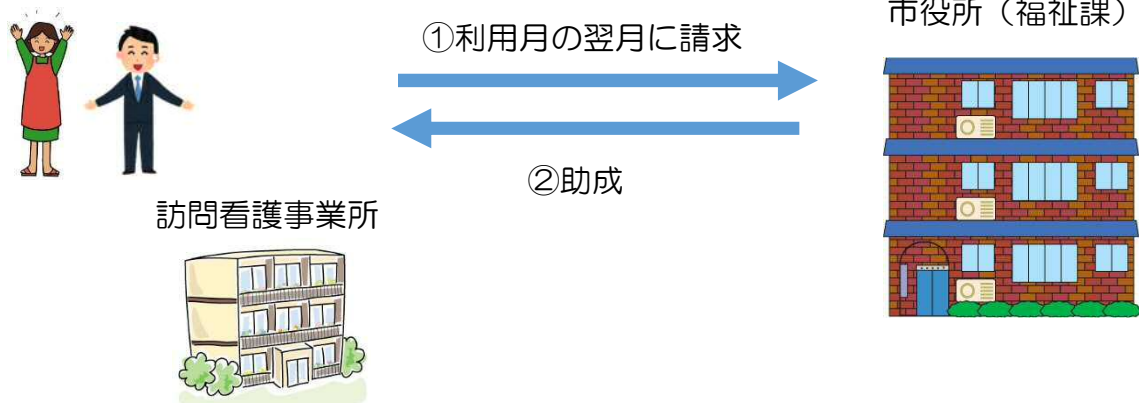
利用前に訪問看護事業所と調整していただき、サービスの提供を受けます。



III 助成額の申請 ※利用月の翌月に請求してください。

利用月の翌月に、利用月の利用時間×7,500 円を市役所に請求します。
※委任状があれば、訪問看護事業所からの請求も可能です。

申請者（介護者）



【お問い合わせ先】

大野城市 市民福祉部 福祉課 障がい福祉担当
TEL 092-580-1852（直通）FAX 092-573-8083
E-mail : fukusi@city.onojo.fukuoka.jp
市ホームページ : <http://www.city.onojo.fukuoka.jp>